二十一、共同石油株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第十号

排除命令

東京都千代田区永田町二丁目十一番二号

共同石油株式会社

右代表者　代表取締役　森　誓夫

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、共同石油株式会社は、昭和四十四年五月一日から同年七月三十一日までを期間とし、「共石グリーンドライブプレゼント」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

共同石油株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、主たる事務所を置き、主として石油製品販売業を営む事業者である。

同社は、「共石グリーンドライブプレゼント」と称して、昭和四十四年五月一日から同年七月三十一日までを期間とし、同社系列の給油所に応募はがきを刷込んだパンフレットを置き、前記給油所へ主として自動車に給油するために来た者に前記応募はがきによつて応募させ、抽せんにより、特賞ダットサンブルーバードSS一六〇〇、藤倉キャラバンO型ボート、マツダ・アポロ・ゴルフセット、セイコー・ファイブスポーツおよび日立カーステレオCS―二〇三（以上五点八十四万八千円相当）を一名、一等日立キドカラーCN―七五〇CU、藤倉キャラバンO型ボート、マツダ・アポロ・ゴルフセットおよびセイコー・ファイブスポーツ（以上四点二十六万六千円相当を五名、二等ベルテック・カーステレオ（三万三千五百円相当）を五十名、三等日立電気カミソリ・エドワード（二千円相当）を百五十名に、また、その他の景品類を提供した。

しかるに、同社の自動車用ガソリンは、一リットル当りの小売価格が約五十円であり、通常自動車の最低給油量は、約十リットルである。したがつて、懸賞に係る取引の価額は、約五百円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中、特賞、一等および二等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、共同石油株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十五年三月十一日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　菊池淳一

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎